

あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準

平成30年7月24日

告示第35号

(目的)

第1条 この技術基準は、あさぎり町浄化槽取扱要項第15条第2号の規定により、浄化槽を設置しようとする者が、適当な放流先を確保することが著しく困難な場合に、浄化槽放流水(以下「放流水」という。)の地下浸透処理方式により適切な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この技術基準に使用する用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 浄化槽

建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、BOD20mg/ℓ以下、全窒素20mg/ℓ以下にする処理性能を有するものをいう。

(2) 浄化槽の放流水

(1)で掲げる浄化槽で処理した水をいう。

(3) 指定性能評価機関

建築物に係る性能評価業務を行なう者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の56の規定に基づき国土交通省が指定した者をいう。

(4) 導水管

浄化槽の放流水を浸透設備に導く管をいう。

(5) 浸透設備

浄化槽の放流水に雨水等を混入させずに、地下浸透させるための土壤に埋設するます等の設備で、有効な吸込能力及び吸込容量を有するものをいう。

(6) 土壤浸透水

浸透設備によって処理された水をいう。

(7) 飲用井戸等

飲用を目的とした井戸及び飲用湧水源で、食料品及び食器類の洗浄に使用するものを含む。

(対象地域)

第3条 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この技術基準に定める処理

方法などが環境衛生上支障のない地域とする。

(放流水の地下浸透が可能な浄化槽等の条件)

第4条 浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、各号に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽の規模は、処理対象人員10人以下のものとする。
- (2) 浄化槽は、第2条第1号に定める処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。
- (3) 浄化槽の放流水を土壤に浸透させるために十分な能力を有する浸透設備を付加するものとする。

(地下浸透可能な土地)

第5条 浸透設備を設置することにより、浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる土地は、次の条件を備えた土地とする。

- (1) 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
- (2) 過去に地滑り等崩壊したことがないこと。
- (3) 土地の傾斜は16°以下で、地滑りなどの災害の生じる危険がないこと。
- (4) 浸透設備の端から水平距離30m以内に飲用井戸等の水源がないこと。
- (5) 地下水位は、年間平均で地表面下約2m以深にあること。
- (6) 浸透設備の底面下約2mの厚さは黒土、ローム質土壤等適度な透水性を持った土質であり、放流水が地下の水脈に短絡する土質でないこと。
- (7) 日照、通風が良好であり、雨水等が流入する恐れのない場所であること。
- (8) 人、車等の通行等により、踏み固められることのない場所であること。
- (9) 隣地境界及び建築物までの距離は、浸透設備の両端からそれぞれ2m以上を確保すること。

(浸透設備)

第6条 浸透設備の構造は、次に掲げる構造のものとする(別図1参照)。

(1) 導水管

浄化槽の放流水を配水槽に導く導水管は、不浸透性の管であり、適切な勾配で施工されていること。また、必要に応じポンプ装置を設置すること。

(2) 浸透設備

浄化槽の放流水を均等に浸透できる構造であること。

(事前協議)

第7条 浸透設備を設置しようとする者は、あらかじめ町長に浄化槽放流水地下浸透事前協議書

(別記第1号様式)を提出し、地下浸透に係る安全性について事前に協議しなければならない。

浄化槽放流水地下浸透事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 設置場所付近の平面図
浄化槽、浸透設備の設置場所の位置を示したもの
- (3) 設置予定地等調査報告書(別記第2号様式)
設置予定地の調査及び同予定地点から半径30m地域内の民家等に、飲用井戸等がないことを調査した書面
- (4) 設置場所付近の状況が分かるカラー写真
浸透設備の設置予定箇所付近の状況が分かるカラー写真(撮影年月日を記入したもの)
- (5) 設置予定の浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面
指定性能評価機関の評定書、国土交通大臣認定書
- (6) 浸透設備の設置地点の土質が確認できる資料(ボーリング調査等の結果がわかるもの)
- (7) 浸透装置の全体平面図(100分の1程度の縮尺のもの)
- (8) 浸透設備の構造図
- (9) 浸透設備等維持管理に関する誓約書(別記第3号様式)

2 前項に基づく協議の結果、町長は、浄化槽の放流水の地下浸透が技術基準に適合する場合は事前協議確認書(別記第4号様式)を申請者に交付するものとし、適合しない場合は事前協議通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(維持管理)

第8条 地下浸透に係る浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽及び地下浸透設備等についての日常的な使用方法を充分理解し、適正に使用すること。
- (2) 浸透設備の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に進出した場合は、浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。

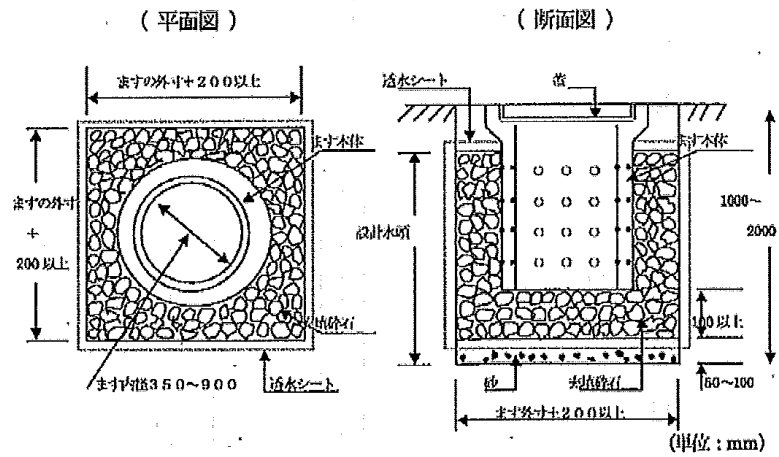
附 則

この基準は、告示の日から施行する。

浸透設備の標準構造例

1 浸透ます

浸透ますは、透水性のますの周辺を砕石で充填し、浄化槽の放流水等を側面および底面から地中へ浸透させる構造とする。



浸透ますの標準構造

第1号様式

浄化槽放流水地下浸透事前協議書

年 月 日

あさぎり町長 様

設置者 住 所
氏 名 印
電話番号

浄化槽の放流水を地下浸透したいので、あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準第7条の規定に基づき協議します。

設置者	氏 名	
	住 所	
設 置 場 所	あさぎり町	
工事予定期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日	
浄化槽等工事	事業者名	
予定業者	電 話	
添付書類	(1) 設置場所の位置図 (2) 設置場所付近の平面図 (3) 設置予定地等調査報告書 (別記第2号様式) (4) 設置場所付近の状況が分かるカラー写真 (5) 設置予定の浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面 (6) 浸透設備の設置地点の土質が確認できる資料 (7) 浸透装置の全体平面図 (8) 浸透設備の構造図 (9) 浸透設備等維持管理に関する誓約書	

第2号様式

設置予定地等調査報告書

年 月 日

あさぎり町長 様

設置者 住 所
氏 名 印
電話番号

浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、地下浸透を予定している土地について調査した結果、下記のとおりであり、あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準第5条に定める地下浸透可能な土地の条件を全て満たしていることを報告します。

なお、本心整備以降に当該条件が満たされない状況が発見された場合には、自己の責任を持って、浄化槽の放流水の地下浸透の中止等の措置を行います。

記

調査項目	調査結果
盛土されていない又は盛土後1年以上経過している	
過去に地滑り等崩壊したことがない	
土地の傾斜は16°以下で、地滑り等の災害の生じる危険がない	
水平距離の半径30m以内に飲用井戸等の水源がない (調査結果(別表)と住宅地図に半径30mの円を描き図示したものを添付)	井 戸 有・無 飲用井戸等 有・無
地下水位は、年間平均で地表面下約2m以深にある	
浸透設備の底面下約2mの土壌は適度な透水性を持った土質であり、放流水が地下の水脈に短絡する土質でない	
日照、通風が良好であり、雨水等が流入する恐れがない	
人、車等の通行等により、踏み固められることがない	

隣地境界及び建築物までの距離は、浸透設備の両端からそれぞれ2 m以上確保できる	
---	--

別 表

浄化槽放流水地下浸透関係飲用井戸等調査結果

- 1 住宅地図等 別紙
- 2 飲用井戸等 下記のとおり

番号	調査対象住宅氏名	所在地	井戸の有無	飲用井戸の有無

- ※ 浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、地下浸透を予定している地点から、水平距離 30 m以内の飲用井戸等の水源について確認すること。
- ※ この調査以降に飲用井戸等の使用が確認された場合には、自己の責任を持って浄化槽放流水の地下浸透の中止等適正な措置を行うこと。

第3号様式

浸透設備等維持管理に関する誓約書

年 月 日

あさぎり町長 様

設置者 住 所
氏 名 印
電話番号

私は、浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、下記事項の管理等を徹底するとともに、維持管理に起因して付近に保健衛生上支障が生じた場合には、速やかに改善等の対応を行うことを誓約します。

記

- 1 浄化槽及び地下浸透に係る設備についての日常的な使用方法は、充分理解し、遵守します。
- 2 浄化槽の維持管理は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査を行います。
- 3 浸透設備の目詰まり等により新党能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じます。
- 4 下水道へ接続する事が可能になった場合は、速やかに浄化槽を廃止し下水道に接続します。また、排水路の整備により、排水の放流先が確保された場合は、速やかに浸透設備等を廃止し、排水路等に放流します。
- 5 本物件の維持管理上の地位に変動があった場合には、これを承継する者に対し、本誓約に係る義務についても承継させます。

第4号様式

第 号

事前協議確認書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった浄化槽放流水地下浸透事前協議書についてあさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準に基づき審査した結果、同基準に適合する事が認められたので、下記事項の遵守を条件として、本確認書を交付します。

年 月 日

あさぎり町長 印

記

- 1 あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準を遵守し、浄化槽及び地下浸透に係る設備等についての日常的な使用方法については、充分理解し維持管理に努めること。
- 2 浄化槽の維持管理は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査を行うこと。
- 3 浸透設備の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。
- 4 下水道へ接続することが可能になった場合は、速やかに浄化槽を廃止し下水道に接続すること。また、排水路の整備により、排水の放流先が確保された場合は、速やかに浸透設備等を廃止し、排水路等に放流すること。

第5号様式

第 号

事前協議通知書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった浄化槽放流水地下浸透事前協議書についてあさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準に基づき審査した結果、下記の場所に地下浸透することは適さないと判断します。

年 月 日

あさぎり町長 印

記

設置場所	
------	--